

保護者の皆様へ

北広島市長 上野 正三

新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者の待機期間短縮に伴う保育施設等への登園（登所）基準の変更について

日ごろより保育施設・学童クラブ（以下、「保育施設等」という。）における新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者（保育施設等から「感染の可能性がある方」に特定された場合を含む。）となった場合は、陽性者との最終接触日の翌日から一定期間、外出自粛等が求められているところですが、令和4年2月2日付厚生労働省通知において、当該健康観察期間中の外出自粛（待機）期間を7日間に短縮することが示されました。

これに基づき、令和4年1月25日付北広島市長通知「保育施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について（お願い）（令和4年1月26日一部修正）」にてお示ししていた登園（登所）基準を下記のとおり変更いたします。

保護者の皆様におかれましては、本対応についてご理解をいただくとともに、感染状況を踏まえた保育施設等の最小限の利用についてご検討いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、今後状況に応じて対応を変更する場合には、改めてお知らせいたします。

記

1 保育施設等への登園（登所）基準の変更について

これまでお示ししていた保育施設等をお休みいただくことについて、下記のとおり見直しを行いました。改めてご確認いただくとともに、下表に該当する期間は、保育施設等をお休みいただきますようお願いいたします。

事由		お休みいただく期間
(1)	お子さんが新型コロナウイルス感染症に感染した場合	保健所または医師から指示のあった健康観察期間
(2)	同居のご家族が感染した場合・お子さんが濃厚接触者に特定された場合（保育施設等から「感染の可能性がある方」に特定された場合を含みます。）	陽性者と最後に接触した翌日から7日間または保健所等から指示のあった外出自粛（待機）期間
(3)	お子さんまたは同居のご家族がPCR検査等を受ける場合	検査結果（陰性）が判明するまでの間 <u>お子さんが濃厚接触者または「感染の可能性がある方」に特定されており、発症して検査を受けた場合は、陰性であっても(2)の期間とします。</u> <u>同居のご家族が濃厚接触者または「感染の可能性がある方」に特定されており、発症して検査を受けた場合は、陰性であっても(4)の期間</u>

		とします。
(4)	同居のご家族が濃厚接触者に特定された場合(保育施設等から「感染の可能性がある方」に特定された場合を含みます。)	同居のご家族が勤務や登校等を再開するまでの間 (本来お子さんに行動の制限はありませんが、保育施設等におきましては密集・密接を避けられないことから感染拡大防止のための措置としてご理解ください。)

* 健康観察期間や検査結果が判明するまでの間は、健康観察等の対象となった方がお子さんの送迎をすることはお控えください。

2 お子さんが「感染の可能性がある方」に特定された場合の対応について

在籍している保育施設等で陽性者が発生し、お子さんが「感染の可能性がある方」に該当した場合は、施設から保護者に直接ご連絡いたします。

この場合、お子さんについては、1(2)に該当となり、北海道の基準に基づき、陽性者と最後に接触した翌日から7日間の外出自粛(8日目から登園(登所)可能となります。)と10日間の健康観察(ご家庭において1日2回の体温測定と体調管理)をお願いいたします。

ただし、学童クラブにおいては学校の取扱いに準ずるため、外出自粛(待機)期間が保育施設と異なる場合がありますのでご注意ください。

【問合せ】

保育施設について 子ども家庭課 (電話 372-3311 内線 2208)

学童クラブについて 子育て・学童担当 (電話 372-3311 内線 2203)